

議案第三二号

学校々々舎等使用料率例制定につり

学校々々舎等使用料率例を次のようにて定める

昭和二十九年三月九日提出

三朝町長　坂　出　雅

昭和二十九年三月九日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 康



学校々舍等使用料条例

- 第一条 この条例は地方自治法第二百三十二条の規定により学校々舍等使用者に  
付い使用料を徴収することを定めたる。
- 第二条 徵収すべき使用料の額は別表による。
- 第三条 教校々舍等を使用しようとする者は三日前に町教育委員会に申請し許可  
を受け別表に定める料金を使用前に納めなければならぬ。
- 第四条 使用料が連日に亘るもので町教育委員会において必要と認めらる場合は第ニ  
条の使用料の割合を増減することができ
- 第五条 夜向室内喫煙費は就て使用者の負担とする  
第六条 官庁若は町内各種団体の主催による集合その他の使用にして町教育委員  
會の承認を得たるとときは使用料を減額又は免除することができ
- 第七条 次の各号の一に該当するものに対してもは使用料を免し得る。
- 一 教育上支庫ありと認めるとき  
二 営利を目的とする使用と認めるとき  
三 その他教育委員会不於て学校管理上支庫ありと認めるとき
- 第八条 使用を許可したものであつても学校管理上必要と認めた場合に依り  
ても取消すことができ  
2 但しこの場合にあって使用料の一部又は全部を還付することができる
- 第九条 使用中建物器具主亡失毀損したために損害を生じたときは町教育委員会

第十一条 本条例の施行に因り必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この条例は公布の日から施行する。
- 2 本条例の適用に因する条例へ昭和二十八年三月朝町条例第十五号。学校等

使用料条例は廃止する。

別表

区 分	使 用 時 間	昼		夜	
		講 堂	同	同	同
(一) 教室 <small>(二日一教室)</small>	室		三〇〇円		四〇〇円
公 共 其 他 の 管 理 物 館		二〇〇円		二五〇円	
		三〇〇円		三〇〇円	